

# 和歌山県立図書館寄贈資料受入基準

## 1 目的

この基準は、和歌山県立図書館管理規則（平成29年3月23日教育委員会規則第4号）第8条に規定する資料のうち、図書館資料の寄贈申出に関し、受入基準を定めたものである。

## 2 資料の受入基準

寄贈の申出があったときは、「和歌山県立図書館資料収集・構成基準」及び「和歌山県立図書館資料収集基本方針（各論）」（以下、「収集方針」という）に基づき、蔵書構成等を考慮の上、次の各号に従い、受け入れの可否を決定する。

### （1）原則として受け入れる資料

収集方針に適合するもののうち、次に該当するもの

- ア 郷土（和歌山）に関する資料
- イ 官公庁・大学・研究機関が発行する調査研究書
- ウ 地方公共団体が発行する地方史誌
- エ 歴史的経過が記述されている社史・団体史
- オ 欠本・欠号した資料の補充のためのもの
- カ その他、館長が必要と認めたもの

### （2）原則として受け入れない資料

収集方針に適合しないもののほか、次に該当するもの

- ア 学習参考書・問題集・各種教科書等
- イ 和歌山県立図書館に蔵書として登録されているもの（但し、郷土資料は除く）
- ウ 特定の信条による宣伝を目的としたもの
- エ 汚損・破損・書き込み等のあるもの
- オ 自費出版物・同人誌等（但し、郷土資料は除く）
- カ 処分を目的としたもの、他の図書館への配布を目的としたもの
- キ 個人情報保護条例に反することが明白な資料
- ク 逐次刊行物については、前各号に加え、次の要件を満たさないもの（但し、郷土資料及び永久保存雑誌の欠号を除く）
  - ア 新しい号を継続して寄贈されないもの
  - イ 調査研究に寄与せず、継続収集について資料的価値の認められないもの
  - ウ 休刊、廃刊、刊行状態不明等により、現在刊行中ではないもの